



令和7年12月12日

墨田区長 山本 亨 様

墨田区公契約審議会
会長 鈴木 利 治



令和8年度労働報酬下限額の設定について（答申）

令和7年10月7日付け7墨総契第457号により諮問のありました標記の件につきまして、墨田区公契約条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者、一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の平均上昇率を乗じて得た額とするのが妥当である。

(2) (1)以外の労働者等（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

1時間あたり1,486円とするのが妥当である。

